

令和 6 年 5 月 21 日

陳 述 書

東京高等裁判所第 1 4 民事部イ (二) C 係 御中

警視庁 警察署

1 私は、警視庁公安部外事第一課 (以下「外事一課」といい、同課員を「外事一課員」といいます。) で勤務していた当時、平成 29 年 5 月から平成 29 年 9 月までの間、本件の国家賠償請求訴訟 (以下「本件訴訟」といいます。) を提起した大川原化工機株式会社に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件 (以下「本件事件」といいます。) の捜査に従事しておりましたところ、平成 29 年 5 月 31 日、警部補 (以下「警部補」といいます。) 及び警部補 (以下「警部補」といいます。) とともに、大学教授 (以下「教授」といいます。) から聴取を行ったことがありました。

2 本件訴訟において、教授は、平成 29 年 5 月 31 日に行われた外事一課員による聴取の際、警部補がその場にいなかったと説明している旨述べていると聞きましたが、私が教授に話を聴きに行ったのは 1 回だけでありますところ、間違いなく警部補はその場におりました。

平成 29 年 5 月 31 日当時、警部補は外事一課に着任したばかりであり、外事一課での勤務経験が長かった警部補が主に話をしていたことから、教授の印象に残っていないのかもしれませんが。

3 当時、教授は、アメリカ疾病管理予防センターによる生物剤のカテゴリー A にどのような菌があるのか、炭疽菌をテロに使う際の使用方法等について説明していただき、細菌に関して知見の乏しい私たちの質問に対し、丁寧に答えていただいたものと記憶しています。

なお、私たちは、教授から聴取を行うに当たり、事件捜査であることを伝えていません。これは、捜査対象の企業等に捜査情報が伝わってしまう可能性を懸念してのもので、基本的には他の捜査員もそのように対応していたはずです。

4 本件訴訟において、■■■■教授は、外事一課員からメモや聴取結果報告書の内容に誤りがないかの確認を受けたことがない旨述べていると聞きましたが、捜査員が作成するメモや聴取結果報告書は、供述調書のように、被聴取者に内容の確認を求めなければならないものではありません。

また、こうしたメモや聴取結果報告書は、聴取した内容の全てを一言一句記載するものではなく、要点を簡潔に記載するものであると認識しています。